

個人質問

|              |             |       |       |
|--------------|-------------|-------|-------|
| 議会事務局<br>処理欄 | 令和 6年 2月 9日 | 8時30分 | 受付    |
|              | 質問          | 順位    | 第 8 番 |

武豊町議会議長 青木 信哉 殿

武豊町議会議員 石原 壽朗

一般質問の通告について

令和6年第1回武豊町議会定例会において、次のように質問したいから通告します。

| 質問事項                           | 質問の要旨(具体的にご記入願います)  |
|--------------------------------|---|
| <p>1. 防災・減災の観点からも空き家対策の推進を</p> | <p><b>【趣旨説明】</b><br/>                     この度の地震により被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。そしてご家族や大切な方々を亡くされたみなさまへ謹んでお悔やみを申し上げます。被災地の皆様の安全と、一日も早い復興をお祈り申し上げます。</p> <p>自然災害の脅威は誰しもが知るところであり、本町においても様々な施策の展開で防災、減災の取り組みが進められている。<br/>                     一方、町民の理解・協力がなければ進まない防災・減災もあり、そのひとつが管理されていない空き家の問題である。適正な管理が行われていない空き家等は、防災のみならず、防犯、衛生、景観等の面で町民の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがある。<br/>                     よって、町民の理解をより深めるために、空き家に関する計画や各種制度の周知を図ることはもとより、町民に最も身近な行政が、町民等の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るための対策を確実に講じていく必要がある。<br/>                     そこで、防災・減災の観点から、空き家対策に関する5点を質問する。</p> <p><b>【質問事項】</b><br/>                     ①令和3年4月に策定した「第2期武豊町空き家等対策計画」の策定時、老朽度・管理不全度の判定基準が最も悪い「A評価」と判断された空き家が100軒を上回っていたが、直近の状況はどうか。<br/>                     ②「第2期武豊町空き家等対策計画」の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間となっている。計画の進捗状況と「空き家等対策検討委員会」また法定協議会である「武豊町空き家等対策協議会」の開催状況と会による協議はどのような内容か。<br/>                     ③国による「空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例」や老朽化した空き家や旧耐震基準木造住宅を撤去する費用の一部(20万円)を助成する「武豊町住宅等撤去費補助制度」など、空き家解消に関する施策も導入されているが、各種制度の活用実績はどうか。<br/>                     ④令和元年9月議会の一般質問にて、ふるさと納税返礼品として、空き家管理の代行サービスを導入してはどうか、との提案に、近隣市町でも導入実績があり調査検討をする、と答弁していたが、その後の調査検討結果はどうか。<br/>                     ⑤老朽化して危険な空き家の取り壊しを推進するために、取り壊し後も固定資産税を一定期間減免する制度を導入している自治体がある。(愛知県犬山市、三重県志摩市など)<br/>                     倒壊により狭あい道路を塞ぐことがあれば緊急車両の移動にも大きな支障を及ぼすことから、本町も固定資産税の一定期間減免制度を導入し、危険な空き家の解体促進を図ってはどうか。</p> |